

国際教養大学開学20周年記念事業基金規程

平成31年2月7日
理事長決定
規程第122号

(設置)

第1条 国際教養大学基金に関する基本規程第5条の規定に基づき、公立大学法人国際教養大学(以下「本学」という。)に国際教養大学開学20周年記念事業基金(以下「基金」という。)を置く。

(構成)

第2条 基金は開学20周年記念事業寄附金として寄附された金額及びその運用による果実その他大学経営会議において基金に組入れることを決定した財産(以下「財産」という。)で構成する。

(目的)

第3条 基金は、本学における教育環境の整備及び奨学支援並びにキャリア支援等の一層の推進に資することを目的とする。

(事業)

第4条 基金は、次の各号に掲げる事業に充てるものとする。

- 一 グローバル・キャンパスの整備を推進するために必要な事業
- 二 科学関連分野の教育力の強化及び奨学を支援するために必要な事業
- 三 キャリア支援等の活動を支援するために必要な事業
- 四 その他、第3条に掲げる目的達成のために必要な事業

(基金の支出方針)

第5条 基金内の財産の用途については、国際教養大学開学20周年記念事業実行委員会の議を経て大学経営会議で決定する。

(事務)

第6条 基金に関する事務は、関係各課の協力のもと総務課が処理する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、基金の運営その他必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成31年2月7日から施行する。